

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和元年 8 月 21 日 (水)
午前 10 時
場所 第 2 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

1 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

- (1) 八戸市職業訓練センター条例
- (2) 八戸市貸工場条例
- (3) 八戸市水産科学館条例
- (4) 八戸市種差海岸休憩施設条例
- (5) 八戸市蕪島プロムナード公園条例
- (6) 八戸市農村環境改善センター条例
- (7) 八戸市南郷農村婦人の家条例
- (8) 八戸市鳩田農業研修センター条例
- (9) 八戸市南郷第八区研修センター条例
- (10) 八戸市農業経営振興センター条例
- (11) 八戸市中央卸売市場条例
- (12) 地方卸売市場八戸市魚市場条例
- (13) 八戸市水産総合管理センター条例
- (14) 八戸市公設小売市場条例
- (15) 八戸市漁港管理条例
- (16) 八戸市自動車乗車運賃等条例

2 八戸市中小企業振興条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

3 八戸市種差海岸休憩施設条例の一部改正（案）の概要について

- 4 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 5 平成30年度八戸市自動車運送事業会計決算の概要について
- 6 八戸市職員定数条例等の一部改正等（案）に伴う八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）に伴う八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 8 その他

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8 % から 10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市職業訓練センター条例
- (2) 八戸市貸工場条例

2 改正の概要

- (1) 八戸市職業訓練センター条例 別紙 1 のとおり
- (2) 八戸市貸工場条例 別紙 2 のとおり

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

別紙 1

使用時間区分		改正後			現 行		
		基本区分	複合区分		基本区分	複合区分	
区分		午前 9 時から正午 まで、午後 1 時か ら午後 4 時30分ま で又は午後 5 時30 分から午後 9 時ま で	午前 9 時から午後 4 時30分まで又は 午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から正午 まで、午後 1 時か ら午後 4 時30分ま で又は午後 5 時30 分から午後 9 時ま で	午前 9 時から午後 4 時30分まで又は 午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
		円	円	円	円	円	円
第 1 教室	A 室	1, 100	2, 200	3, 300	1, 080	2, 160	3, 240
	B 室	540	1, 100	1, 640	530	1, 080	1, 610
第 2 教室		1, 100	2, 200	3, 300	1, 080	2, 160	3, 240
第 3 教室		1, 640	3, 300	4, 940	1, 610	3, 240	4, 850
第 4 教室		1, 100	2, 200	3, 300	1, 080	2, 160	3, 240
第 5 教室		540	1, 100	1, 640	530	1, 080	1, 610
大教室	A 室	1, 300	2, 620	3, 940	1, 280	2, 580	3, 870
	B 室	860	1, 740	2, 620	850	1, 710	2, 580
視聴覚室		1, 640	3, 300	4, 940	1, 610	3, 240	4, 850
会議室		1, 100	2, 200	3, 300	1, 080	2, 160	3, 240
(略)							

別紙2

区分	改正後（月額）	現行（月額）
A棟	438,020 円	430,056 円
B－1棟	295,240 円	289,872 円
B－2棟	295,240 円	289,872 円
C棟	438,020 円	430,056 円
D棟	383,570 円	376,596 円
E棟	383,570 円	376,596 円
F棟	355,740 円	349,272 円

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市水産科学館条例
- (2) 八戸市種差海岸休憩施設条例
- (3) 八戸市蕪島プロムナード公園条例

2 改正の概要

- (1) 八戸市水産科学館条例

利用料金の上限額

区分	改正後	現行
食堂施設利用料金	月額 88,300 円	月額 86,700 円
売店施設利用料金	月額 36,310 円	月額 35,650 円
自動販売機を設置する場合の利用料金	1台につき1月 2,870 円	1台につき1月 2,820 円
作品展示コーナー利用料金	1日につき 1,880 円	1日につき 1,850 円
会議室利用料金	1時間につき 380 円	1時間につき 380 円
展望室利用料金	1時間につき 1,560 円	1時間につき 1,540 円

※ 条例では観覧料及び利用料金の上限額を定めており、利用者から徴収する観覧料及び利用料金は指定管理者が上限額の範囲内において市長の承認を受けて定めるものである。

- (2) 八戸市種差海岸休憩施設条例

使用料

区分	改正後	現行
ショップ	月額 51,970 円	月額 51,000 円

(3) 八戸市蕪島プロムナード公園条例

別表（第5条関係）

改正後	現行
1 第3条第1項各号に掲げる行為のため公園を使用する場合の使用料 備考 (1) 使用料の額は、この表に基づき算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	1 第3条第1項各号に掲げる行為のため公園を使用する場合の使用料 備考 (1) 使用料の額は、この表に基づき算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。
2 工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する場合の占有料 備考 (3) 占有の期間が1月に満たない場合の占有料の額は、この表に基づき算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	2 工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する場合の占有料 備考 (3) 占有の期間が1月に満たない場合の占有料の額は、この表に基づき算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

<参考>

第3条第1項各号に掲げる行為

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行その他これに類するものを行うこと。
- (4) 集会その他これに類する催しのため公園の全部又は一部を独占的に使用すること。

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市農村環境改善センター条例
- (2) 八戸市南郷農村婦人の家条例
- (3) 八戸市鳩田農業研修センター条例
- (4) 八戸市南郷第八区研修センター条例

2 改正の概要

別紙のとおり

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

別紙

(1) 八戸市農村環境改善センター条例

八戸市農村環境改善センター瑞豊館

区分	改正後			現行		
	基本区分	複合区分		基本区分	複合区分	
使用時間区分	午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで又は午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで又は午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
多目的ホール	2,480円	5,000円	7,490円	2,440円	4,910円	7,360円
生活研修室	1,240円	2,480円	3,740円	1,220円	2,440円	3,680円
生活実習室	1,240円	2,480円	3,740円	1,220円	2,440円	3,680円
調理実習室	1,870円	3,740円	5,630円	1,840円	3,680円	5,530円
農事研修室	860円	1,730円	2,480円	850円	1,700円	2,440円

(2) 八戸市南郷農村婦人の家条例

八戸市南郷農村婦人の家

区分	改正後（1時間当たり・全館は1日当たり）	現行（1時間当たり・全館は1日当たり）
ホール	520円	510円
加工室	520円	510円
全館	10,470円	10,280円

(3) 八戸市鳩田農業研修センター条例

八戸市鳩田農業研修センター

区分	改正後（1日当たり）		現行（1日当たり）	
	夏期	冬期	夏期	冬期
ホール	10,470円	15,700円	10,280円	15,420円
和室	4,700円	7,850円	4,620円	7,710円
小会議室	1,560円	3,130円	1,540円	3,080円
調理室	4,700円	7,850円	4,620円	7,710円
全館	15,700円	20,950円	15,420円	20,570円

(4) 八戸市南郷第八区研修センター条例

八戸市南郷第八区研修センター

区分	改正後（1日当たり）				現行（1日当たり）			
	金額		暖房料		金額		暖房料	
	地区住民	地区住民以外	地区住民	地区住民以外	地区住民	地区住民以外	地区住民	地区住民以外
会議室	無料	3,130円	無料	1,030円	無料	3,080円	無料	1,020円
研修室	無料	3,130円	無料	1,030円	無料	3,080円	無料	1,020円
冠婚葬祭	5,230円	10,470円	2,080円	2,080円	5,140円	10,280円	2,050円	2,050円

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市農業経営振興センター条例

2 改正の概要

多目的研修室

区分	改正後	現行
午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	760 円	750 円
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	1,520 円	1,500 円

小会議室

区分	改正後	現行
午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	390 円	390 円
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	790 円	780 円

調理実習室

区分	改正後	現行
午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	1,730 円	1,700 円
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	3,470 円	3,410 円

市民農園

区分	改正後	現行
	2,610 円	2,570 円

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市中央卸売市場条例

2 改正の概要

区 分	改 正 後	現 行
第55条第4項 卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	消費税額及び 地方消費税額	100分の8
第60条第3項 卸売予定数量等の報告		
第63条第1項 仕切り及び送金		
第66条第1項 買受代金の即時支払義務		
第64条第1項 委託手数料の率	100分の110	100分の108
第76条 使用料		

*第64条第1項の委託手数料及び第76条の市場使用料については、消費税に相当する額を除いた卸売金額及び販売金額に料率をかけた算定する。

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 地方卸売市場八戸市魚市場条例
- (2) 八戸市水産総合管理センター条例
- (3) 八戸市公設小売市場条例
- (4) 八戸市漁港管理条例

2 改正の概要

別紙のとおり

3 施行期日

令和元年10月1日

(1)地方卸売市場八戸市魚市場条例

区分		改正後	現行
卸売業者における卸売金額		せり売、入札等に係る価格に100分の8に相当する額を加えた金額 ※軽減税率対象	せり売、入札等に係る価格に100分の8に相当する額を加えた金額
卸売業者における委託品の指値		委託者の希望価格の108分の100に相当する額 ※軽減税率対象	委託者の希望価格の108分の100に相当する額
買受人等における買受品代金		買い受けた額に当該額の100分の8に相当する額を加えた額 ※軽減税率対象	買い受けた額に当該額の100分の8に相当する額を加えた額
施設使用者における施設使用保証金		使用料の110分の10に相当する額を除いた額の3月分に相当する額	使用料の108分の8に相当する額を除いた額の3月分に相当する額
事務室使用料	3.3平方メートル1月につき	935円	918円
倉庫使用料	3.3平方メートル1月につき	330円	324円
食堂・売店使用料	3.3平方メートル1月につき	935円	918円
卸売場一時使用料	3.3平方メートル1時間につき	11円	10円
第三魚市場買受人事務室使用料	1室1月につき	16,500円	16,200円
流動海水氷等製造供給設備使用料	流動海水氷200キログラムまでごとに	704円	691円
	冷却海水1,000キログラムまでごとに	2,816円	2,764円
第一魚市場会議室	午前8時30分から正午まで	418円	410円
	午後1時から午後4時30分まで	748円	734円
	午後5時から午後8時30分まで	825円	810円
	午前8時30分から午後4時30分まで	990円	972円
	午後1時から午後8時30分まで	1,320円	1,296円
	午前8時30分から午後8時30分まで	1,650円	1,620円
	暖房料(3時間30分ごとにつき)	308円	302円
第二魚市場大会議室	午前8時30分から正午まで	792円	777円
	午後1時から午後4時30分まで	1,430円	1,404円
	午後5時から午後8時30分まで	1,595円	1,566円
	午前8時30分から午後4時30分まで	1,870円	1,836円
	午後1時から午後8時30分まで	2,530円	2,484円
	午前8時30分から午後8時30分まで	3,190円	3,132円
	暖房料(3時間30分ごとにつき)	385円	378円
第二魚市場小会議室	午前8時30分から正午まで	418円	410円
	午後1時から午後4時30分まで	748円	734円
	午後5時から午後8時30分まで	825円	810円
	午前8時30分から午後4時30分まで	990円	972円
	午後1時から午後8時30分まで	1,320円	1,296円
	午前8時30分から午後8時30分まで	1,650円	1,620円
	暖房料(3時間30分ごとにつき)	308円	302円
第三魚市場大会議室	午前8時30分から正午まで	4,400円	4,320円
	午後1時から午後4時30分まで	6,600円	6,480円
	午前8時30分から午後4時30分まで	11,000円	10,800円
第三魚市場小会議室	午前8時30分から正午まで	2,200円	2,160円
	午後1時から午後4時30分まで	3,300円	3,240円
	午前8時30分から午後4時30分まで	5,500円	5,400円

(2)八戸市水産総合管理センター条例

区分		改正後	現行
小研修室	4時間以下の場合	1,840 円	1,810 円
	4時間を超える場合	4,930 円	4,840 円
大研修室	研修、会議等に 使用する場合	4時間以下の場合	7,390 円
		4時間を超える場合	18,490 円
和室	宿泊の場合	大人(中学生以上) 1人1泊につき	3,690 円
		子供(4才以上小学生まで) 1人1泊につき	1,840 円
	休憩の場合	大人(中学生以上) 1人2時間につき	550 円

(3)八戸市公設小売市場条例

区 分			改正後		現行	
			月 額	日割り計算による 場合の日額	月額	日割り計算による 場合の日額
店舗	1階	1店舗につき	33,000 円	1,320 円	32,400 円	1,296 円
	2階	〃	19,800 円	792 円	19,440 円	777 円
売場	1階	1平方メートルにつき	4,650 円	187 円	4,570 円	183 円
	2階	〃	2,650 円	106 円	2,610 円	104 円
倉庫		〃	730 円	29 円	720 円	29 円
鮮魚保管タンク		1個につき	2,200 円	77 円	2,160 円	75 円
調理室		1使用者につき	4,400 円	176 円	4,320 円	172 円
小荷物専用昇降機		〃	5,500 円	220 円	5,400 円	216 円
貸事務所	1室につき	月額	6,600 円		6,480 円	
		日割計算による場合の日額	220 円		216 円	
会議室	午前8時30分から正午まで		420 円		420 円	
	午後1時から午後4時30分まで		420 円		420 円	
	午後5時から午後8時30分まで		540 円		530 円	

(4)八戸市漁港管理条例

漁港施設占用料

施設の種類	区分	改正後	現行
漁具干場 船揚場	工作物を設置しない場合	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の1を単位として算出した額に100分の110を乗じて得た額	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の1を単位として算出した額に100分の108を乗じて得た額
野積場	工作物を設置しない場合	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の6を単位として算出した額に100分の110を乗じて得た額	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の6を単位として算出した額に100分の108を乗じて得た額
岸壁 物揚場	工作物を設置しない場合	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の2を単位として算出した額に100分の110を乗じて得た額	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の2を単位として算出した額に100分の108を乗じて得た額

備考第5項

改正後	現行
占有期間が1月に満たない場合(工作物を設置しないで漁具干場、船揚場、野積場、岸壁又は物揚場を占有する場合を除く。)の漁港施設占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	占有期間が1月に満たない場合(工作物を設置しないで漁具干場、船揚場、野積場、岸壁又は物揚場を占有する場合を除く。)の漁港施設占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

土砂採取料

区分		改正後	現行
砂利	1立方メートルにつき	165円	162円
砂	1立方メートルにつき	110円	108円
玉石	1立方メートルにつき	225円	221円
切込碎石	1立方メートルにつき	165円	162円
土砂	1立方メートルにつき	88円	86円
転石	1個につき	110円	108円
切石	1切つき	110円	108円

備考第6項

改正後	現行
占有期間が1月に満たない場合の占有料の額は、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	占有期間が1月に満たない場合の占有料の額は、この表の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、基準賃率の改正を行うものである。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市自動車乗車運賃等条例

2 改正の概要

区分	改正後（1キロメートル当たり）	現行（1キロメートル当たり）
基準賃率	39円40銭	38円70銭

※基準賃率（運賃の額の算定の基準となる乗車1キロメートル当たりの運賃の額）

3 施行期日

令和元年10月1日

八戸市中小企業振興条例の一部を改正する条例に 係る専決処分について

1. 理由

中小企業等経営強化法（平成 11 年 3 月 31 日法律第 18 号）の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したもの

2. 改正の内容

(1) 概要

中小企業等経営強化法の一部改正に伴い、八戸市中小企業振興条例において引用している同法の条項ずれを改めるもの

条例第 2 条中

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 新事業活動 中小企業等経営強化法第 2 条第 6 項に規定する事業活動をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 新事業活動 中小企業等経営強化法第 2 条第 7 項に規定する事業活動をいう。</p>

(2) 施行期日

令和元年 8 月 9 日

3. 処分年月日

令和元年 8 月 9 日

八戸市種差海岸休憩施設条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

現在建設中の蕪島物産販売施設について、公の施設として設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

2 主な改正の内容

(1) 題名

	題名
現行	八戸市種差海岸休憩施設条例
改正案	<u>八戸市種差海岸観光施設条例</u>

(2) 名称及び位置

	名称	位置
現行	八戸市種差海岸休憩所 八戸市蕪島休憩所	八戸市大字鮫町字棚久保 14 番地 167 八戸市大字鮫町字鮫 93 番地先
改正案	八戸市種差海岸休憩所 八戸市蕪島休憩所 <u>八戸市蕪島物産販売施設</u>	八戸市大字鮫町字棚久保 14 番地 167 八戸市大字鮫町字鮫 93 番地先 <u>八戸市大字鮫町字鮫 86 番地 1</u>

(3) 使用等の手続き及び使用料

- ・使用の許可及び条件、使用制限
- ・使用料は、市内類似施設の料金を参考にしながら設定

(4) その他

その他所要の改正を行なう

3 施行期日

- ・この条例は、令和元年 10 月 1 日以後において、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- ・この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

森林環境整備基金を設置するためのもの。

2 改正内容

平成31年度税制改正において、新たな国税として森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、平成31年4月1日に森林環境譲与税が施行されたことに伴い、譲与税を同基金に積み立てし森林整備等に活用するため、第2条（基金の設置）に「森林環境整備基金」を、第4条（運用）に「森林環境整備基金」を加える。

3 施行期日

条例の公布日から施行する。

(参考資料)

森林環境税及び森林環境譲与税制について

気候変動問題に関する国際的な枠組みの下、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

○森林環境税（令和6年度～）

<p><u>納税義務者等</u>：国内に住所を有する個人に対して課する国税</p> <p><u>税 率</u>：1,000円（年額）</p> <p><u>賦課徴収</u>：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収</p> <p><u>国への払込</u>：都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み</p>

○森林環境譲与税（令和1年度～）

<p><u>譲与総額</u>：森林環境税に相当する額</p> <p><u>譲与団体</u>：市町村及び都道府県</p> <p><u>譲与基準</u>：</p> <p>（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分</p> <p>（都道府県）総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</p> <p><u>使 途</u>：</p> <p>（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用</p> <p>（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用</p>
--

平成30年度 八戸市自動車運送事業会計 決算の概要について

○ 事業規模

区 分	29年度実績		30年度実績		増 減	
		前年比		前年比		増減率
職 員 数	66 名	104.8%	65 名	98.5%	△ 1 名	△ 1.5%
車 両 数	118 両	100.0%	118 両	100.0%	0 名	0.0%
走行営業 km	3,771 千km	99.6%	3,757 千km	99.6%	△ 14 千km	△ 0.4%
年間乗客数	6,843 千人	99.3%	6,831 千人	99.8%	△ 12 千人	△ 0.2%

○ 事業収支(税抜)

(単位：千円)

区 分	29年度実績		30年度実績		増減額	
		前年比		前年比		増減率
事 業 収 益	1,542,072	105.2%	1,546,943	100.3%	4,871	0.3%
(1)営業収益	1,108,204	99.7%	1,092,494	98.6%	△ 15,710	△ 1.4%
運 送 収 益	1,090,661	99.5%	1,074,635	98.5%	△ 16,026	△ 1.5%
運 送 雑 収 益	17,543	109.4%	17,859	101.8%	316	1.8%
(2)営業外収益	433,868	122.5%	454,449	104.7%	20,581	4.7%
一般会計補助金	340,000	113.3%	363,755	107.0%	23,755	7.0%
長期前受金戻入	78,624	205.3%	78,100	99.3%	△ 524	△ 0.7%
そ の 他	15,244	95.8%	12,594	82.6%	△ 2,650	△ 17.4%
事 業 費	1,495,959	105.2%	1,560,008	104.3%	64,049	4.3%
(1)営業費用	1,486,837	108.2%	1,549,834	104.2%	62,997	4.2%
人 件 費	965,742	106.4%	1,005,191	104.1%	39,449	4.1%
物 件 費	324,689	102.6%	346,430	106.7%	21,741	6.7%
減 価 償 却 費	168,431	139.0%	165,472	98.2%	△ 2,959	△ 1.8%
そ の 他 経 費	27,975	94.7%	32,741	117.0%	4,766	17.0%
(2)営業外費用	9,122	35.3%	10,174	111.5%	1,052	11.5%
純 損 益	46,113	—	△ 13,065	—		
累 積 損 益	166,393	—	153,328	—		

「決算状況の推移」

八戸市自動車運送事業

(%) は、対前年度比
単位：千円

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
							25年度を100 とした指数
1 事業収益	(97.9%) 1,576,471	(99.2%) 1,563,206	(101.0%) 1,578,888	(92.9%) 1,466,115	(105.2%) 1,542,072	(100.3%) 1,546,943	98.1
2 事業費	(101.4%) 1,502,251	(115.6%) 1,736,144	(84.1%) 1,460,393	(97.4%) 1,422,234	(105.2%) 1,495,959	(104.3%) 1,560,008	103.8
3 純損益	74,220	△ 172,938	118,495	43,881	46,113	△ 13,065	—
4 その他未 処分利益 剰余金変 動額	/	150,656 (新会計基準 適用による 利益剰余金)	/	/	/	/	/
5 累積損益	△ 19,814	△ 42,096	76,399	120,280	166,393	153,328	—
6 一般会計 補助金	(99.5%) 406,005	(99.5%) 403,846	(104.1%) 420,215	(71.4%) 300,000	(113.3%) 340,000	(107.0%) 363,755	89.6
7 営業収益	(97.5%) 1,159,080	(97.9%) 1,134,284	(99.2%) 1,125,097	(98.8%) 1,111,901	(99.7%) 1,108,204	(98.6%) 1,092,494	94.3
8 資金の 不足額	0	0	0	0	0	0	—
9 ※ 資金不足 比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業（自動車運送事業）の事業規模である営業収益の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すもので、数値が低いほど健全とされる。

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{営業収益}} \times 100$$

平成26年度から平成28年度までは法で定める猶予期間により 資金の不足額＝不良債務－賞与・法定福利費引当金残高
平成29年度以降は、資金不足額＝不良債務 となります。

八戸市職員定数条例等の一部改正等（案）に伴う八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

【八戸市職員定数条例等の一部改正等（案）の概要】

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定する等、関係条例について所要の改正をするためのものである。

2 法改正の概要

会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われ、要件に該当しない特別職非常勤職員及び臨時的任用職員は、改正法が施行される令和2年4月1日から会計年度任用職員へ移行することとなる。

また、会計年度任用職員の勤務時間、休暇、給与等については条例において適切に規定する必要がある。

（1）臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保（地方公務員法の一部改正）

① 特別職の範囲及び臨時的任用の厳格化

- ・「特別職の範囲」を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化。
- ・「臨時的任用」は、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化。

② 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

- ・一般職の非常勤である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化。
- ・「会計年度任用の職」を「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と、当該「会計年度任用の職」を占める職員を会計年度任用職員と定義し、パートタイムのものと、フルタイムのものとの2つに類型。

（2）会計年度任用職員に対する給付の規定（地方自治法の一部改正）

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備。

3 改正する条例

- (1) 八戸市職員定数条例
- (2) 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (3) 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例
- (4) 八戸市職員の育児休業等に関する条例
- (5) 八戸市職員の勤務条件に関する条例
- (6) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (7) 八戸市職員の給与に関する条例
- (8) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例
- (9) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (10) 八戸市職員退職手当支給条例
- (11) 八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等条例
- (12) 八戸市職員等の旅費支給条例
- (13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (16) 八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例（※廃止）
- (17) 附則において改正する条例
 - ・八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - ・八戸市消防団条例

4 改正の主な内容

(14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ① 企業職員で臨時的に任用されたものの給与について、給与の種類は、企業職員の常勤職員の例によることとし、給与の額、支給方法等については、企業職員の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定めることを規定する（八戸市職員の給与に関する条例と同様）。
- ② 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類を定め、給与の額、支給方法等については、予算の範囲内で管理者が定める旨の規定を新設する。

なお、企業職員については、地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、会計年度任用職員についても同様となる。

区分 (交通部)	パートタイムの会計年度任用職員	フルタイムの会計年度任用職員
給与の種類	給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当	給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
給与の額及び支給方法等	給与の額、支給方法等については、企業職員で常時職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。	

5 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）に伴う八戸市交通部 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

【八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）の概要】

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人又は被保佐人に係る職員の欠格条項に関する規定の整備をするためのものである。

2 法改正の概要

地方公務員法第16条で定める欠格条項から、成年被後見人又は被保佐人を削除するとともに、第16条を引用する第28条の条項を修正するものである。

[地方公務員法の改正内容]

法改正後	法改正前
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。	第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一 (略)	一 成年被後見人又は被保佐人
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
四 (略)	四 (略)
五 (略)	五 (略)
第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 (略)	第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 (略)
4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。	4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

3 改正の内容

成年被後見人又は被保佐人に該当することが要件となる関係規定を削除するものである。

4 改正をする条例

- (1) 八戸市職員の給与に関する条例
- (2) 八戸市職員退職手当支給条例
- (3) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

5 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行する。